

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

農業委員会の委員に対し、農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、年額
で支給する報酬を定めるため、この案を提出する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報酬額) 第2条 報酬は、月額、日額又は時給により支給し、その区分及び額は、別表のとおりとする。 (報酬の支給日) 第6条 [略] 2 [略] [別表 別記]	(報酬額) 第2条 報酬は、<u>年額</u>、月額、日額又は時給により支給し、その区分及び額は、別表のとおりとする。 <u>第2条の2 年額による報酬は、会計年度ごとに支給する。</u> (報酬の支給日等) <u>第6条 年額による報酬は、当該会計年度の次の会計年度の4月末日までに支給する。ただし、報酬の額の確定に時間を要する場合その他の特別の事情がある場合は、この限りでない。</u> <u>2</u> [略] <u>3</u> [略] [別表 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条、第8条関係)

職種別				報酬	費用弁償
[略]					[略]
農業委員会	会長	月額	[略]		
	会長代理	月額	[略]		

	委員	月額	[略]
[略]			
[略]			

[改正後 別記]

別表(第2条、第8条関係)

職種別		報酬		費用弁償
[略]				[略]
農業委員会	会長	年額	<u>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条第2項に規定する農地等の利用の最適化の推進(以下「農地等の利用の最適化の推進」という。)</u> の実績に応じ、 <u>予算の範囲内で市長が定める額</u>	
		月額	[略]	
	会長代理	年額	<u>農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額</u>	
		月額	[略]	
	委員	年額	<u>農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額</u>	
		月額	[略]	
[略]				
[略]				